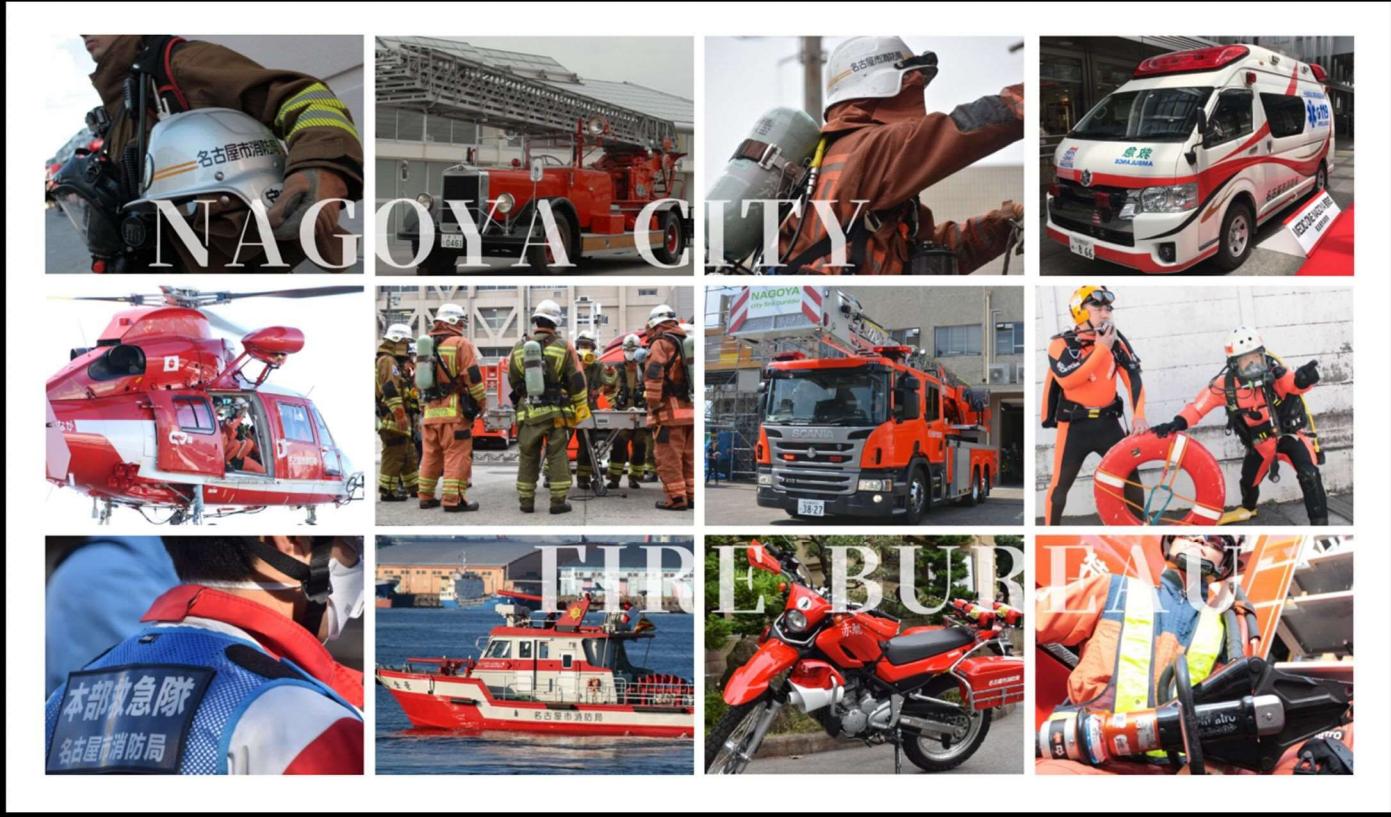


2024 消防概況



名古屋市東消防署

Higashi Fire Station

目 次

■ 東消防署の概要	
■ 未然に防ぐ、火災予防	8
■ 地域とともに成し遂げる、「防火・防災」	10
■ 地域防災力を向上・推進する、マネジメント事業	11
■ 安心で安全なまちづくりを目指す警防活動	13
■ 地域防災の要「消防団」	14
■ ともに歩む、防火防災関係団体	15
■ 統計から見る「名古屋の消防」	16
■ 各種お知らせ	18

<令和6年度 全国統一防火標語>

守りたい 未来があるから 火の用心

東消防署の概要



名称・所在地

名古屋市東消防署 本署

〒461-0003 東区筒井一丁目8番30号

TEL (052) 935-0119

FAX (052) 937-4468



➤ 総務課・予防課

勤務時間：平日8時45分から17時30分（毎日勤務）

➤ 警防地域第一（二）課

勤務時間：8時45分から翌8時45分（交替制勤務）

指揮隊・消防隊・救急隊・特殊車両を配置

市公式ウェブサイト
東消防署専用ページ



東消防署からの
お知らせを
随時更新中！

名古屋市東消防署 富士塚出張所

〒461-0001 東区泉一丁目9番24号

TEL (052) 971-4660

FAX (052) 971-4660



➤ 警防地域第一（二）課

勤務時間：8時45分から翌8時45分（交替制勤務）

救助隊・救急隊を配置

名古屋市東消防署 矢田出張所

〒461-0048 東区矢田南四丁目2番1号

TEL (052) 771-0119

FAX (052) 771-0119



➤ 警防地域第一（二）課

勤務時間：8時45分から翌8時45分（交替制勤務）

消防隊（監視警備隊）を配置



組織体制

[消防局] 4部2隊1学校

総務部（4課）

総務課

職員課

施設課

消防団課

予防部（2課）

予防課

規制課

本部機動部隊

消防部（2課）

消防課

指令課

救急部（1課1所）

救急課

救急救命研修所

消防航空隊

消防学校

消防署（16）

出張所（44）

[東消防署] 3課

署長

副署長（総務課長兼務）

総務課

人事・厚生・表彰・経理など
消防団・防災安心まちづくり運動
災害に係る自助・自主防災

予防課

防火管理・防災管理
火災予防査察・消防用設備等の設置・検査
火災予防対策・火災予防広報
建築同意・危険物等の規制・指導
液化石油ガス等の防災指導

警防地域課

警防活動・警防対策・警防計画
警防訓練・自助の促進・自主防災支援
応急手当の普及啓発・火災原因調査
警防対策・警防計画・警防訓練・消防水利
応急手当の普及啓発
地域防災力の向上に係る各種調整
災害に係る自助の促進・自主防災支援
消防団・窓口業務

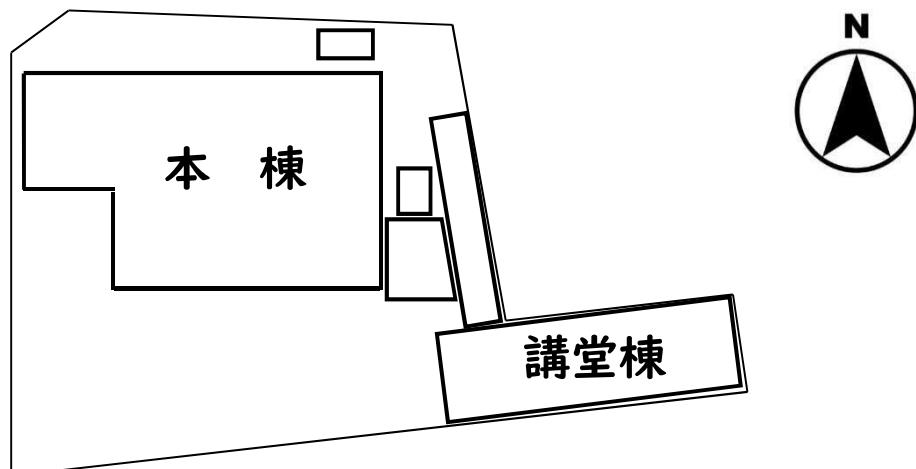


事務所・配置車両

[本棟]



階 数	本 棟
5 階	トレーニング室・倉庫
4 階	予防課 事務室
3 階	警防地域課 事務室
2 階	署長室・総務課 事務室
1 階	受付・警防地域課 待機室・車庫



[講堂棟]



階 数	講堂棟
2 階	講 堂
1 階	車庫・倉庫

[配置車両]

() は出張所配置

消防車						救急車	舟艇	その他車両
タンク車	救助車	はしご車	指揮官車	指揮車	輸送車			
5 (3)	1 (1)	1	1	1	1	3 (1)	4 (2)	3





沿革

S 18 12/24

愛知県中消防署筒井町出張所が消防署に昇格、
愛知県筒井消防署(東区筒井町1丁目)が発足。

富士塚及び長堀町の両出張所が中消防署から、矢田出張所が千種消防署から
それぞれ移管。職員115名1署3出張所体制で東区(一部地域除く)を管轄。

S 20 10/1

矢田出張所を廃止

S 21 10/12

長堀町出張所を廃止

S 23 3/7

名古屋市消防局の発足により、
愛知県筒井消防署を名古屋市東消防署に変更

S 30 7/26

矢田出張所を東区矢田町9丁目48番地の2に再設置

S 43 3/28

本署を改築

S 45 12/5

富士塚出張所を東区下堅杉町1丁目8番地の5に移転

S 51 1/17

富士塚出張所の住居表示が東区泉一丁目9番24号に変更

S 56 9/13

本署の住居表示が東区筒井一丁目8番30号に変更

H 3 5/24

矢田出張所を東区矢田南四丁目2番1号に移転

H 27 3/10

本署セミリニューアル工事が完了

R 2 4/1

富士塚出張所 改築工事開始

R 3 3/16

富士塚出張所 完成



主な年間行事

1月 January

消防出初式（第2週日曜日）

- 年頭の恒例行事として、消防職団員の勇姿を披露し、安全で快適な市民生活を守るために、専門化・組織化された消防部隊と調和のとれた地域防災力を公開することで市民の理解と信頼を深めています。



防災とボランティアの日（17日）・防災とボランティア週間（15～21日）

- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災でボランティアの重要性が認識され、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日～21日までが「防災とボランティア週間」と位置づけられています。

東区消防表彰式（1月中旬から下旬頃）

- 消防署の運営及び火災予防の推進等に協力された個人・法人及び各種団体に対して感謝状を贈呈します。併せて、消防施設の充実強化等に協力された個人・法人及び消防団業務の運営に功績があった消防団員を表彰します。

名古屋市消防表彰式（1月中旬頃）

- 消防行政に貢献いただいた市民や団体の方々に対して、市長及び消防局長から感謝状を贈呈し感謝の意を表します。



文化財防火デー（26日）

- 昭和24年1月26日に法隆寺金堂の壁画が火災により焼損したことから、この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財の防火運動を展開しています。



春の火災予防運動（1～7日）

- 火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者発生の減少、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。

3月 March



5月 May

総合水防訓練

- 河川洪水、内水氾濫、土砂災害を想定した各種訓練を全市的に実施し、災害対応能力の向上と市民の防災意識の高揚を図っています。



危険物安全週間（第2週日曜日～土曜日）

- 危険物を扱う事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

6月 June



9月 September

防災の日（1日）・防災週間（8月30日～9月5日）

- 台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、それらの災害に対処する心構えを準備するためとして制定されました。関東大震災（大正12年9月1日）が発生した日に由来しています。



総合防災訓練

- 地域住民の皆様や各種防災関係機関などと名古屋市が協力・連携し、大規模な地震発生を想定して行うもので、防災対策の推進と防災意識の高揚を図ることを目的としています。

救急の日（9日）・救急医療週間（救急の日を含む1週間（日曜日～土曜日））

- 救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的としています。

秋の火災予防運動（9日～15日）

- 火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者発生の減少、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。



11月 November

12月 December

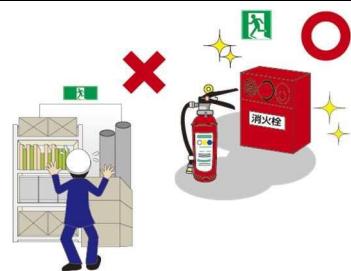
年末特別消防警戒（26日～29日）

- 年末にあたり、地域の皆様が平和で穏やかな新年を迎えていただけるように、消防署と各消防団が区内を巡回し、火災予防を呼びかけます。



未然に防ぐ、火災予防

市民の生命、身体、財産そして地域の安心・安全を守るために、消防署では一般住宅や中高層ビル等の建築物並びに会社、工場やガソリンスタンドなどの危険物施設について防火指導、火災予防の普及啓発、危険物の規制などを行っています。



「査察」業務

立入検査、資料提出、その他の方法により事業所の状況を調査し、消防法令に違反が認められる場合は、関係者に対して違反の是正指導を行ったり、防火管理等の指導を行い、防火対象物の安全性を確保しています。

[主な査察対象物（用途別）]

令和6年4月1日現在

用 途	対象物数	用 途	対象物数
劇場・集会所等	20	図書館・博物館等	6
キャバレー・遊技場等	4	公衆浴場等	4
料理店・飲食店等	116	車両の停車場	10
物品販売店舗	76	神社・寺院等	68
旅館・ホテル等	16	工場・作業場等	61
共同住宅等	1,386	駐車場	30
病院・診療所	31	倉庫	78
保育園・老人保健施設等	45	事務所	471
幼稚園等	6	複合用途ビル	1,193
学校等	54	文化財	1
合 計			3,666





「防火・防災管理」業務

消防法では、多数の人が出入りし又は勤務する百貨店、ホテル、病院、工場など一定規模以上の建物には、防火・防災管理者を選任し消防計画を作成して消防署へ届け出ることを義務付けています。

また、複合用途ビル・高層建築物・地下街などは、関係者が共同してそれぞれ防火・防災管理に必要な業務を行うように義務付けています。

消防署では、これらの防火対象物について、防火・防災管理者の選任をはじめ消防用設備等の点検や消防訓練の実施など、防火・防災管理業務についての指導を行っています。

令和6年4月1日現在

防火管理者を必要とする対象物数	1,332
統括防火管理を必要とする対象物数	315
防災管理者を必要とする対象物数	31
統括防災管理を必要とする対象物数	18



「建築同意」業務

消防署では、建築物の新築、増・改築を行う場合に、建築物の設計の段階から消防用設備等防火に関する確認を行い、建築物の防火安全に努めています。

これを建築同意といいます。令和5年度の建築同意件数は218件となります。



「危険物の規制」業務

ガソリン・灯油などの危険物を一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う施設を設置したり、変更する場合には、許可が必要となります。許可申請書が提出されると、危険物に関する災害を未然に防止するため、消防署では関係法令などに適合しているかどうか確認を行い、安全上必要な指導を実施しています。

令和6年4月1日現在

屋内貯蔵所	27	給油取扱所	11	製造所	0
屋内タンク貯蔵所	26	一般取扱所	23	屋外貯蔵所	3
屋外タンク貯蔵所	4	第一種販売取扱所	0		
地下タンク貯蔵所	23	移動タンク貯蔵所	0	合 計	117

地域とともに成し遂げる、「防火・防災」



防災安心まちづくり運動

平成13年度から市内全学区を単位として、防災安心まちづくり委員会が結成され、災害時における地域住民の災害対応能力の向上を図っています。

地域住民が主体となり、幅広い世代の参画を得ながら、消防機関等行政との連携・支援に基づき、主に次の防火防災活動を展開しています。



防火に関する取り組み

秋・春の火災予防運動や防火防災キャンペーンなどの機会を捉え、地域住民と消防団、消防署が一丸となって防火意識の高揚を図っています。

また、広報や巡回活動においては放火防止や各家庭における住宅用火災警報器の設置の促進や維持・管理を呼びかけるなど、様々な取り組みを通じて、火災予防の推進を図っています。



震災対策用街頭消火器の維持管理

昭和51年度から昭和54年度の間において、当時の木造家屋密集地域等における同時多発火災の拡大防止を図るため設置しているものです。消防局では、定期的に調査を実施し、適正な維持管理に努めています。

令和6年4月1日現在、東区では187箇所に設置しています。



地域防災協力事業所表示制度

地震や台風など大規模災害時に、事業所が所有しているジャッキやバールなどの資機材や敷地などの提供や人的協力で地域を支援するものです。覚書を締結いただいた事業主の皆様に対して、地域の防災に関して地域貢献をしていることを示す「地域防災協力事業所表示証」を交付します。

令和6年4月1日現在、東区では68事業所と支援協定を締結しています。





自主防災組織など

災害対策基本法では、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織を自主防災組織として定め、本市においては、町内会、自治会単位に結成を促進しています。

消防署では、地域の消防団と連携して、各自主防災組織が地震や水害による災害発生時に効果的な活動ができるよう応急手当や初期消火などの各種訓練指導を行っています。

また、東区では矢田学区に「名古屋市矢田婦人消防クラブ」が結成されており、火災予防広報などの地域に密着した防火・防災活動を実施しています。



防災診断書

防災診断書とは、各自主防災組織における防災上の課題を地域と消防署で共有することを目的として作成し、課題の改善に向けた取り組みを支援することで、災害対応力の向上を図っています。



「出張！家庭の防災教室」

消防局では自助力の向上を目的とした「出張！家庭の防災教室」を展開しており、地域の会議や行事、ご近所やお友達同士の集まりなどに消防署・消防団がお伺いして、家庭の防災対策について説明することで、自助力の向上を図っています。



戸別訪問による地域防災力の向上促進

「南海トラフ巨大地震」の被害想定では、家具の転倒・落下防止対策等を実施することで、負傷者数が半数程度になると想定されています。

令和元年度からの新規事業として、消防職員、消防団員が各世帯を戸別に訪問し、住民と共に不足している防災力について確認し、家具の転倒防止器具等の防災用品を選択式で無償配付することで、災害時に「命を守る」防災対策の実施を働きかけています。



家具転倒防止ボランティアの養成・派遣事業

各家庭の家具固定を推進するため、自力で家具固定が困難な世帯の利用希望者に対して、家具転倒防止ボランティアを派遣し、金具の取り付けなどの支援を行っています。また、ボランティア養成講座や研修を実施し、家具転倒防止ボランティアの知識・技術の充実を図っています。



詳しくはこちら↑



安心で安全なまちづくりを目指す警防活動

本市では、人命救助・救急・消防活動をはじめとした多種多様な災害に迅速に対応し、被害を最小限に軽減できるように、消防車両を分散配置して常時出動可能な消防体制をとっています。

119番通報により、防災指令センターが災害の発生を覚知した時は、災害の種別や規模に応じて消防部隊が出動し、刻一刻と変化する災害状況を鑑みて部隊を増強し対応しています。また、市内に49の救急隊を配置し、増加する救急要請に備えています。

なお、傷病者の救命効果をより一層高めるため、救急救命士の養成をはじめ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、装備・資器材を充実させるなど救急業務体制の強化に取り組んでいます。



訓 練

1分1秒でも早く現場へ駆けつけるべく、安全・確実・迅速に災害対応を行うために、災害現場で必要な技術の練磨や向上を日々図っています。また、救助技術審査会・警防技術審査会に出場し、その成果を披露しています。



女性消防官も
活躍中！



応急手当の普及

救急隊が現場に到着するまでに、約6分かかります。心肺停止など生命に重大な危険があり一刻を争う場合には、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた方々による応急手当が救命効果を高めることになります。



救命講習の
申し込み方法は
←こちらから

消防署では、地域住民や各種団体・事業所などを対象にAEDの使用方法や心肺蘇生法など応急手当に関する救命講習を実施しています。



地域防災の要「消防団」

消防団は、郷土愛護の精神に基づく地域に密着した防災活動機関として、名古屋市においては原則、小学校通学区域ごとに設置され、市内では267消防団が活躍しています。一方で、全市的な課題として消防団員を志す若年層の担い手が不足しているのが現状です。

災害時などには消防部隊と連携して、消火・防災・救急救護活動などに当たるとともに、平常時には火災予防広報や防災指導に従事し、地域防災を推進する上で重要な役割を担っています。さらに、地震などの災害に備え、地域における防災コミュニティを確立し、住民による積極的な自主防災活動が行われるように、地域の防災リーダーとしての手腕が期待されています。



詳しい内容や
入団方法は
こちらから↑



YouTube も
やってます！



東区消防団連合会

[消防団の状況]

令和6年4月1日現在

消防団数：9消防団（9学区）

定 数：225名

現 状：175名（充足率77.8%）



葵消防団

代官町34番9号

東桜消防団

泉一丁目18番21号

山吹消防団

白壁三丁目8番13

東白壁消防団

主税町4丁目41番

筒井消防団

車道町2丁目31番地

矢田消防団

矢田四丁目29番29

砂田橋消防団

砂田橋三丁目218番

旭丘消防団

東大曽根町14番3号

明倫消防団

出来町二丁目7番19

[活動状況]

令和5年度

区分	合計	火災救助	水災	訓練	警戒警備	火災予防	地域活動	その他
出動回数(回)	856	28	0	186	280	8	37	317
活動団員数(名)	5,008	115	0	974	2,208	65	225	1,421

ともに歩む、防火防災関係団体

■東区防火協力会

東区内の火災予防、防火思想の普及並びに消防施設の充実強化を図り、もって、消防運営に協力することを目的として、昭和30年に発足以来、半世紀以上にわたり活動しています。

主な事業として、秋・春の火災予防運動や文化財防火デー及び自助力向上対策の広報資料の作成など火災予防事業に対する支援、消防団の年末特別消防警戒及び定例火災予防広報活動に対する支援並びに消防機器整備や消防施設整備支援など、火災のみならず災害に強い安全で安心なまちづくりのために積極的な活動を行っています。

また、当協会は令和6年度に創立70周年を迎え、記念事業として東区危険物安全協会と合同で車両を寄贈しました。

■東区危険物安全協会

東区内において危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所などにおける危険物の安全管理の徹底と自主的な防火思想の高揚を図り、危険物に起因する災害の絶無を期するとともに、会員相互の連絡協調を図ることを目的として昭和26年に発足以来、半世紀以上にわたり活動しています。

主な事業としては、危険物における火災防止並びに防火思想の普及啓発、消防署が実施する危険物講習会、関係法令改正に伴う研究会等への協力、危険物事故防止の広報資料作成等を行っています。

また、当協会は令和3年度に創立70周年を迎え、令和3年11月に記念式典を開催しました。

■東区防火管理者協議会

東区内の事業所の防火管理者を会員として、防火管理技術の研究と会員相互の情報交換などにより、自主防火管理体制の充実強化を図ることを目的として、平成6年に発足以来、25年以上にわたり活動しています。

自分たちの事業所は自分たちで守るという考えに基づき、防火管理に関する研修会の開催、教養図書の配付等を行い、事業所の自主防火管理体制づくりを積極的に推進しています。

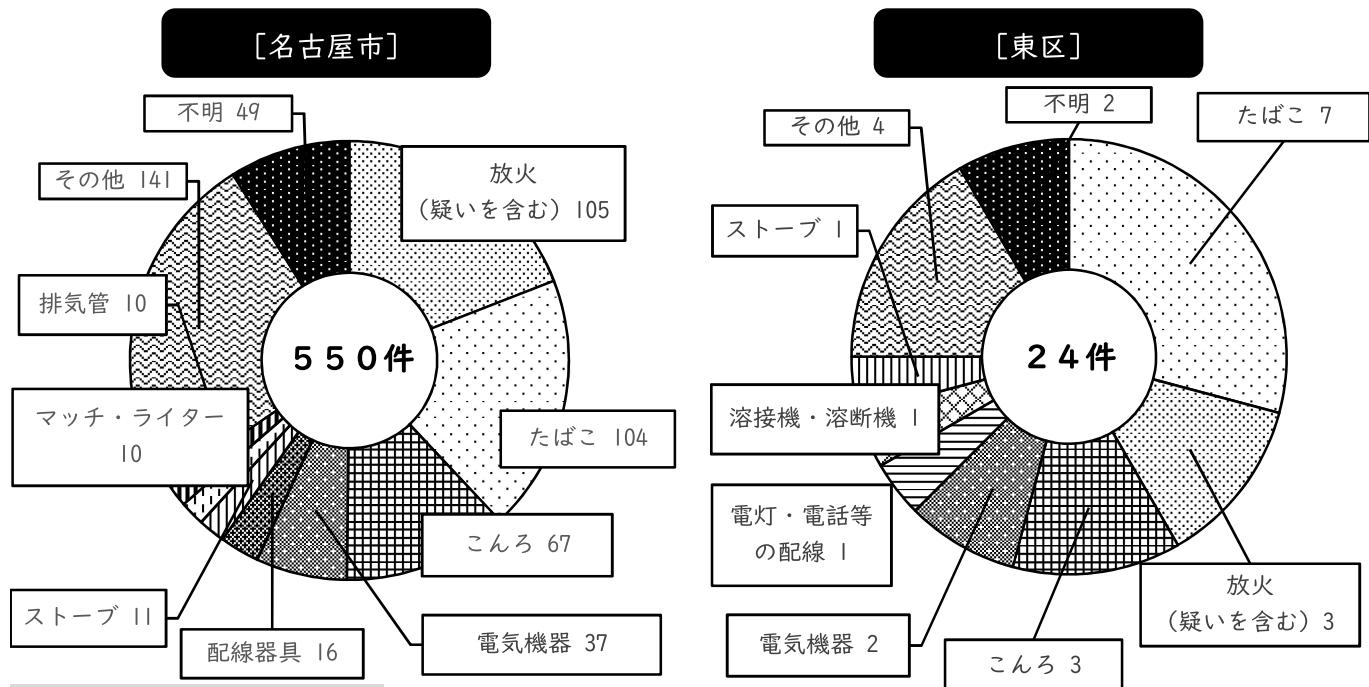
統計から見る「名古屋の消防」



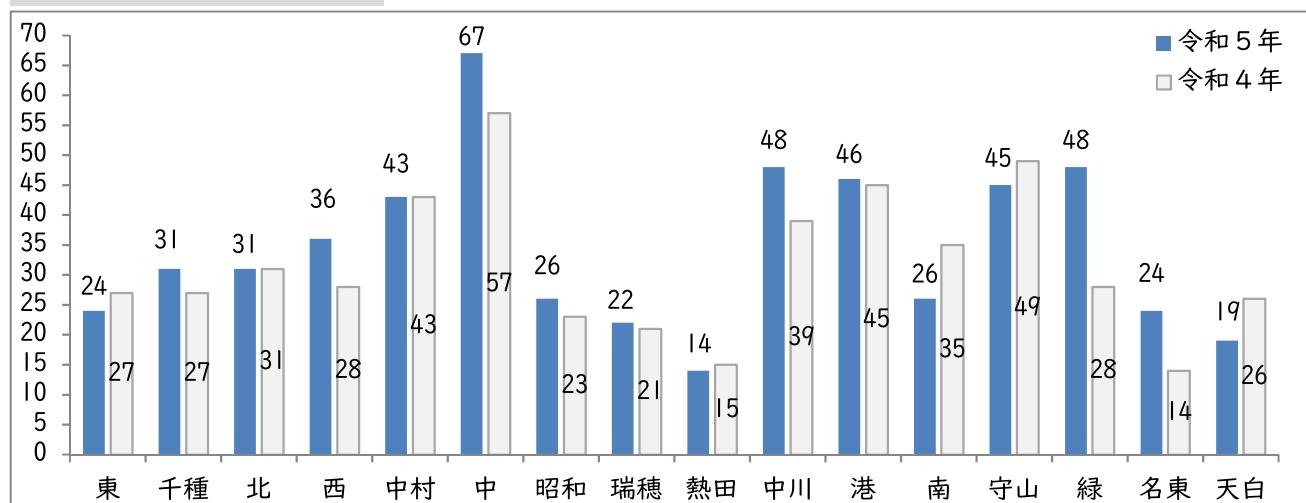
火災統計（令和5年中）

		火災件数 【内は建物火災】	焼損面積 (m²)	損害額 (千円)	死者 (名)	負傷者 (名)
名古屋市	令和5年	550【355】	6,720	816,689	20	120
	令和4年	508【335】	3,711	458,422	17	123
東区	令和5年	24【20】	207	23,392	1	5
	令和4年	27【23】	102	6,896	1	5

[出火原因別]



[行政区別火災件数]

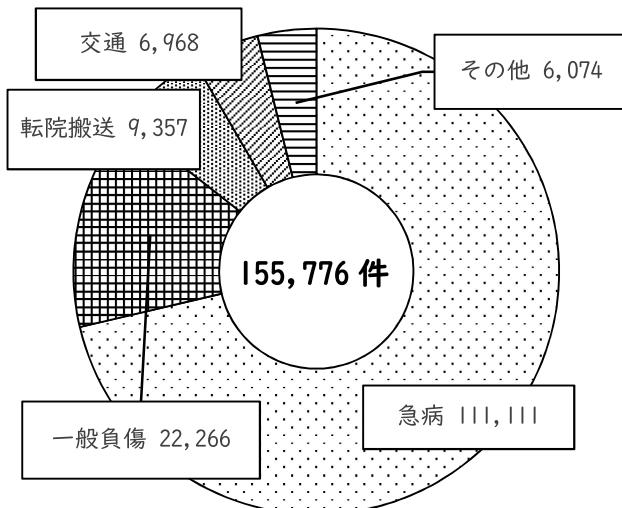


救急統計（令和5年中）

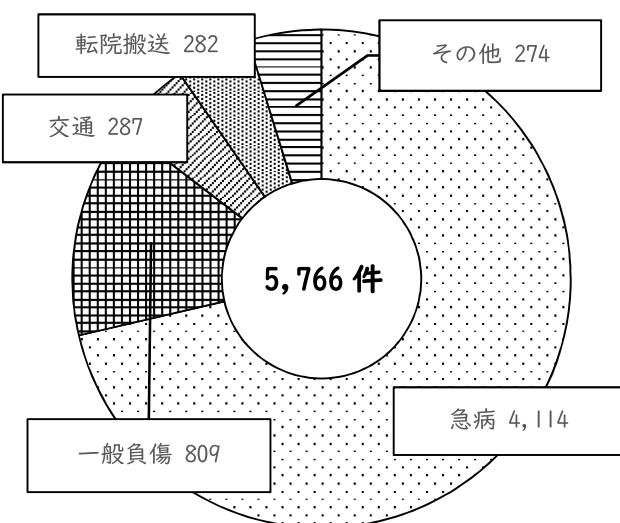
	出動件数	搬送人員 (名)	令和4年 出動件数順位					
			第1位	第2位	第3位	第4位		
			急病	一般負傷	転院搬送	交通	その他	
名古屋市	令和5年	155,776	137,309	111,111	22,266	9,357	6,968	6,074
	令和4年	146,609	126,714	105,778	19,771	8,826	6,768	5,466
			急病	一般負傷	交通	転院搬送	その他	
東区	令和5年	5,766	4,950	4,114	809	287	282	274
	令和4年	5,325	4,477	3,779	742	294	291	219

[事故種別]

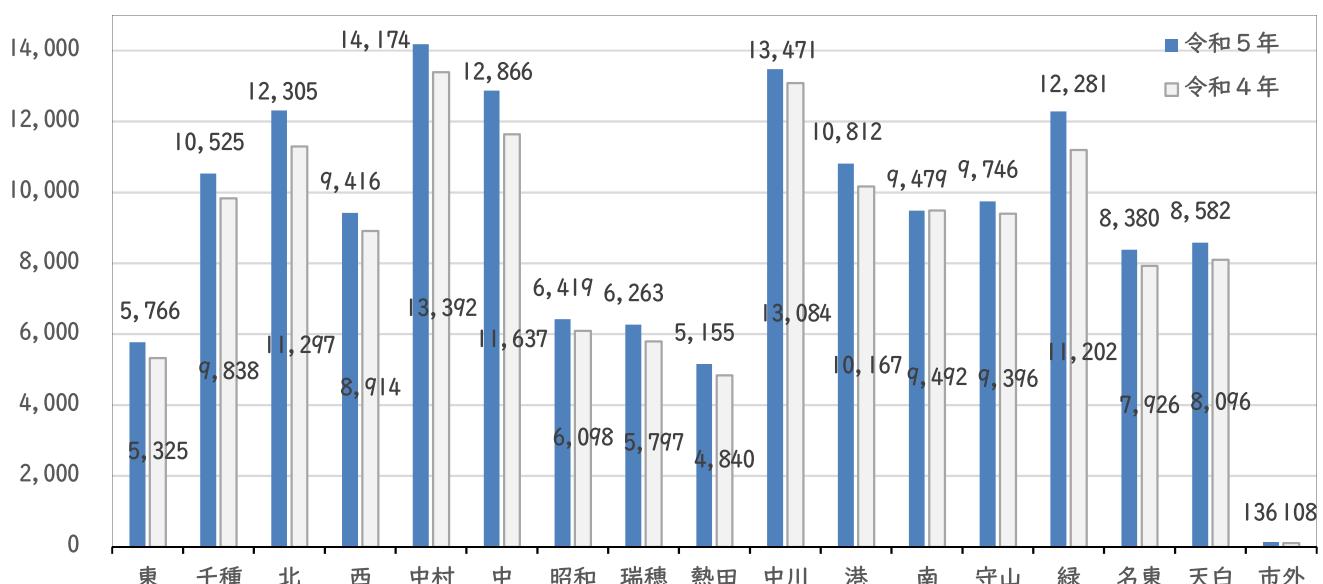
[名古屋市]



[東区]



[行政区別救急件数]



各種お知らせ

[公民連携の取り組み]

公民連携とは？

行政と民間企業が連携し、行政サービスに民間企業の知恵やアイデア、資金や技術・ノウハウを取り入れ、相互協力して市民サービスの向上や効率化を図るものです。

消防局では、市民の皆様に安心・安全を提供したり、民間事業者の技術やノウハウを掛け合わせた魅力発信など、地域貢献を目指す民間企業の皆様と連携した事業を隨時、募集しています。



詳しい内容や
ご相談は
←こちらから

【連携例】



[市公式ウェブサイト&公式SNS]

[市公式ウェブサイト]



消防局専用ページ
様々な情報を公開中！

[名古屋市消防局]



動画などによる普及啓発のほか、
イベントの開催情報など、
随時、消防の魅力を発信中！

[応急手当研修センター]



救命講習の日程のお知らせや
動画による応急処置方法
を随时公開中！

[ポッカレモン消防音楽隊]



演奏の日程のお知らせや
演奏演技による普及啓発動画
を随时公開中！

M E M O

M E M O

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

いざという時に備える一



119番通報

- ①まずは、身の安全を確保する！
- ②「火事か？」（消防車が必要？）」「救急か？」（救急車が必要？）を伝える！
- ③「場所」や「目印」を伝える！ ex)交差点名・店名など
- ④「状況」を伝える！ ex)「何が」「誰が」「どのような状況か」を端的に！
- ⑤「名前」と「連絡先」を伝える！



あいちAEDマップ



愛知県内でAEDの設置が登録されている場所がすぐに確認できる！



消防テレホンサービス

TEL 052-320-0119

市内で発生した災害情報や避難情報などをリアルタイムに提供！



名古屋市防災ラジオアプリ



名古屋市がMID-FMから放送する緊急情報をスマートフォンなどで視聴可能！



愛知県救急医療情報センター

TEL 052-263-1133

24時間対応で休日や夜間などで近くに診療可能な医療機関を探すことが可能！